

雨水貯留施設設置費補助制度のごあんない

上田市では、雨水貯留施設を設置する方に補助金を交付しています。

・雨水貯留施設って？

建物等の屋根の雨水を貯留させるための構造を持った施設で、雨どいに接続し、架台等により固定されているもの及び地下タンク方式のものをいいます（写真参照）。



・雨水貯留施設3つの効果

「治水」

雨水を一時的に貯めることで水路や側溝などに一挙に流れ出る雨水の量を減らすことができ、浸水被害を減らすことにつながります。

「水資源の有効利用と保全」

貯めた雨水は、草木への水やり、庭の散水、洗車など雑用水として有効利用することができます。

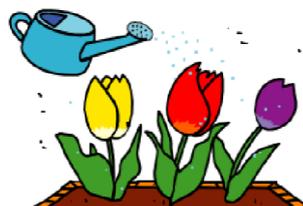
「防災」

突然の災害時など、非常時の生活用水として利用できます。



（市内の雨水貯留施設の設置例）

雨どいに接続した貯留タンク又は地下タンクに、建物から流れ落ちる雨水を一時的に貯めて、貯めた雨水を有効利用することができます。



補助金額

貯留施設1基の容量	補助金額	
100リットル以上500リットル未満	購入経費の1/2ただし限度額30,000円	1基につき1,000円未満は切り捨て
500リットル以上	購入経費の1/2ただし限度額50,000円	

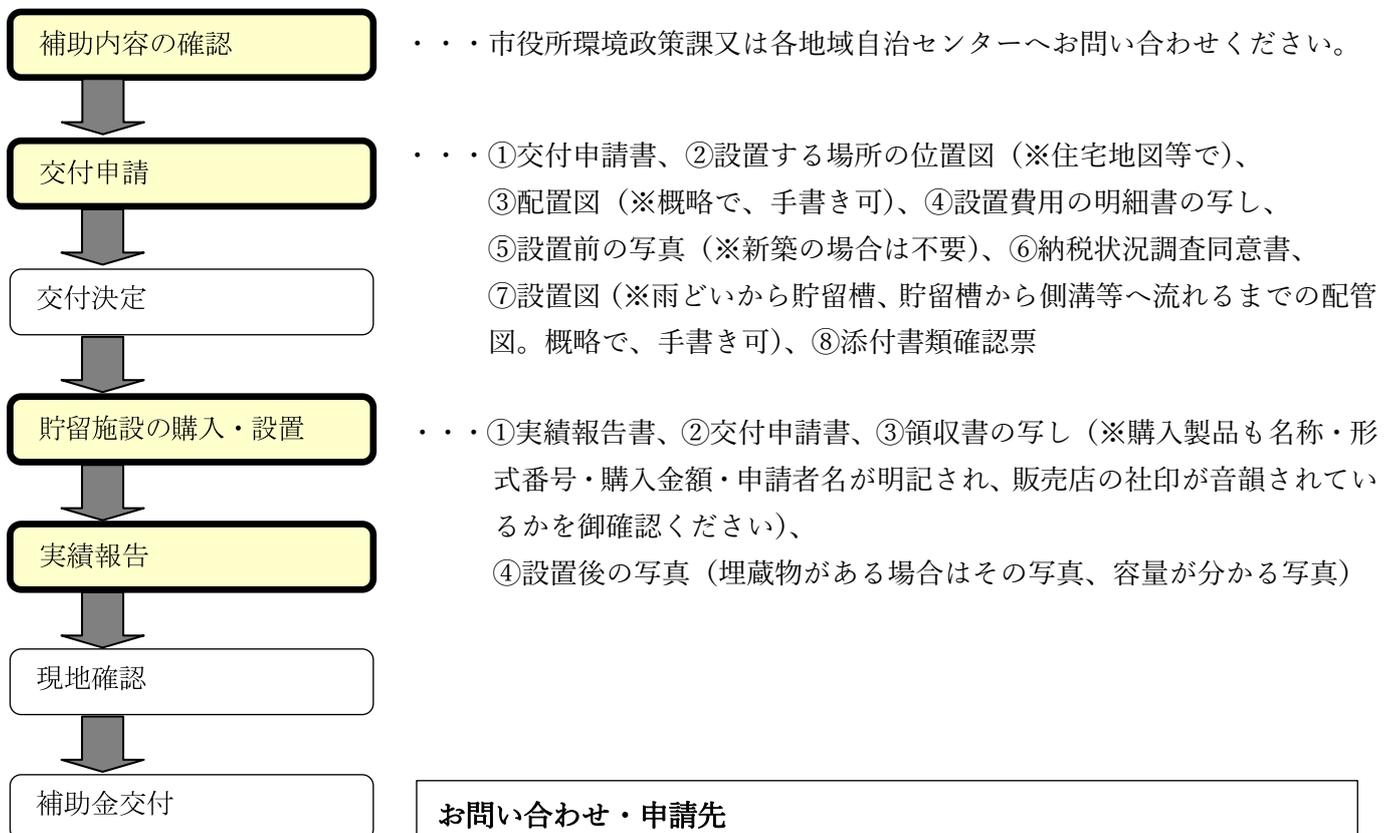
対象者及び対象施設

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・上田市内に住居等（建設予定含む）をお持ちの方またはお住まいの方 ただし、占有者（借家人等）の場合は、建物所有者の同意書が必要 ・貯留量が100リットル以上の雨水貯留槽を新たに設置する方 ・不要となる既存の浄化槽を雨水貯留槽に転用し、雨水貯留施設を設置する工事を行う方 								
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの場合も建築物1戸につき1基までが補助の対象 （日常の施設管理ができる建築物であること） 								
対象経費	<table border="0"> <tr> <td>●新たに設置する場合</td> <td>●浄化槽から転用する場合</td> </tr> <tr> <td>①貯留施設及びその標準付属品・架台の購入費・設置工事費（明細書及び領収書から判断）</td> <td>①工事費</td> </tr> <tr> <td>②自作用材料費（部品ごとの領収書で判断）</td> <td>②固定式ポンプ</td> </tr> <tr> <td>③地下型タンクの場合の固定式ポンプ</td> <td></td> </tr> </table>	●新たに設置する場合	●浄化槽から転用する場合	①貯留施設及びその標準付属品・架台の購入費・設置工事費（明細書及び領収書から判断）	①工事費	②自作用材料費（部品ごとの領収書で判断）	②固定式ポンプ	③地下型タンクの場合の固定式ポンプ	
●新たに設置する場合	●浄化槽から転用する場合								
①貯留施設及びその標準付属品・架台の購入費・設置工事費（明細書及び領収書から判断）	①工事費								
②自作用材料費（部品ごとの領収書で判断）	②固定式ポンプ								
③地下型タンクの場合の固定式ポンプ									
対象にならないもの	蛇口先のホース、別売りの付属品、散水用ポンプなど								

補助金を受けるための手続きは？（太枠黄色塗りが補助を受ける方の手続きです）

☆注意事項☆

必ず事前に申請を行い、交付決定通知書が送付されてから、購入・設置を行ってください。また、申請をした年度内に購入・設置を完了し、実績報告書を御提出ください。年度をまたいでの補助金交付は出来ませんので御注意ください。



お問い合わせ・申請先

上田市役所（本庁舎）	環境政策課	電話番号：0268-23-5120
丸子地域自治センター	市民サービス課	電話番号：0268-42-1054
真田地域自治センター	市民サービス課	電話番号：0268-72-0154
武石地域自治センター	市民サービス課	電話番号：0268-85-2312